

# 令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託 に係る提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

## 1 件名

令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

## 2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は12,000千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

## 3 参加に係る手続き

### (1) 参加意向申出書（様式1）の提出期限

令和6年4月2日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 提出先

横浜市政策経営局データ経営部データ経営課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2028 E-mail: ss-ds@city.yokohama.jp

### (3) 提出方法

郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）、持参又は電子メール

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送又は電子メールの場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、政策経営局データ経営課にて受け付けます。（以下、同様）。

### (4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 誓約書（別紙1） 1部

ウ 委託業務経歴書（別紙2） 1部

### (5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書（様式1）を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を提案資格確認結果通知書（様式2）により通知します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式6）を送付します。

#### ア 通知日

令和6年4月5日（金） メールにて発送

#### イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

#### 4 質問書（要領-1）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和6年4月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

横浜市政策経営局データ経営部データ経営課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2028 E-mail: ss-ds@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(注意) ・持参以外は発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・質問書には、回答送付用の電子メールアドレスを必ず明記してください。

(4) 回答日及び方法

令和6年4月15日（月）までに電子メールにより送付します。

#### 5 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式5及び要領-2、4、5、8）に基づき作成するものとします。

(2) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 業務実施体制について（要領-2）

イ 配置予定者（現場責任者）の業務実績について（要領-4）

業務実施体制（要領-2）に記載した現場責任者について、本業務に生かせると考えられる業務の実績及び成果を詳細に記入してください。業務実績については、別途資料を添付することもできるものとしますが、用紙の大きさはA4版縦（片面）、最大2頁とします。

ウ データ分野に専門性を有する人材が5（2）イの配置予定者（現場責任者）と異なる場合には、別途業務実績を作成してください。（要領-4）

エ 提案内容について（要領-5）

用紙の大きさはA3版横（片面）、最大6頁とします。

オ 提案書の開示に係る意向申出書（要領-8）

(3) 提案内容は、次の内容とします。

ア 事業進行管理について

本業務を確実に実施するための進行管理について、プロジェクト計画、スケジュール、会議体形式、その他特に重要と考えるポイントとその対応方法を提案してください。

イ 特定課題について

次の課題に対して提案してください。

課題：

① 相談対応業務について、本市の課題についてどのように課題の明確化し、プロジェクト募集につなげるのか、具体的な手法について提案してください。

② データ分野における専門人材の配置についてですが、配置予定者についてスキルや経験をもとに、具体的にどのように当該プラットフォームに関わることを想定しているかについても記載してください。

③ 新規会員募集の広報にあたり、どのように募集を行い参加者を増やすのか具体的な手法とスケジュールについて説明してください。

④ 会員向けの広報にあたり、具体的にどのように産学官の参加者が提案しやすく、課題

を提示しやすい関係性を構築するか具体的な手法とスケジュールについて提案してください。

- (4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
- ア 提案は、文章・図表・グラフ等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。
  - イ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
  - ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見やすさに配慮をお願いします。
- (5) 提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」の状況を示す資料として、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対 象	提出資料	部 数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	2部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）を取得している場合	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している場合	「認定通知書の写し」	
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得	「認定通知書の写し」	
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している場合	「認定通知書の写し」または「認定証の写し」	

※上記の計画の策定や認定の取得が無い場合は、資料の提出は不要です。

## 6 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 7 提案書の提出

### (1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）
- イ 提出先 3(2)と同じ
- ウ 提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、期限までに到着するように発送してください。また、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。）

### (2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて

- 特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。
- キ 提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

## 8 プロポーザルに関するヒアリング

- (1) 実施日：令和6年5月上旬（予定）  
日時・開催場所は参加資格確認後、別途お知らせします。
- (2) 出席者：3名以下（原則として統括責任者及び担当者の出席をお願いします。）
- (3) 所要時間：説明時間として、1者約20分を想定しています。別途質疑応答を行います。
- (4) 内容
  - ア 提案書に記載した内容について、説明していただきます。説明は、提出した提案書のみを使用してください。
  - イ プレゼンテーションは、公正を期すために、企業名等は伏せて行います。
- (5) 留意点  
新型コロナウイルス感染症等の影響で、ヒアリングを実施しない場合もあります。

## 9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	政策局第2入札参加資格審査 ・業者選定委員会	「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	総務部長 総務課長 制度企画課長 政策課長（又は政策課担当課長） 男女共同参画推進課長 広報課長 共創推進課長 大学調整課長 基地対策課長（又は基地対策課担当課長）	(政策経営局) ・広報課長 ・共創推進課長 ・政策経営課担当課長 ・男女共同参画推進課長 (デジタル統括本部) ・デジタル・デザイン室長

※令和6年4月機構改革により、政策局を政策経営局と読み替えるものとします。

## 10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式7）により通知します。

- (1) 通知日  
令和6年5月中旬あるいは5月下旬に通知します。
- (2) その他  
特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。  
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

## 12 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、プロポーザル関係書類提出要請書及び特定されたプロポーザル等の内容に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。  
なお、委託条件等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

## 13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

## 14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
プロポーザルを特定した者は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。

(要領-1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 質 問 書

業務名：令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

質 問 事 項

回答の送付先

担当部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号  
e-mail

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

(要領-2)

**業務実施体制**

本業務における役割	予定技術者名 (所属・役職)	担当する分担業務の内容
現場責任者		
データ分野に 専門性を有するもの	※現場責任者と異なる場合に記載してください。	
担当者	1)	
	2)	
	3)	
	4)	
	5)	
	6)	

注： 所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載してください。

(要領-4)

### 配置予定者（現場責任者）の業務実績

本業務に生かすことのできる過去の実績		氏名	
業務名称			
発注機関名 住所 電話 担当者名			
実施時期			
業務概要			
どういう成果があったか			
その他 (当該業務において困難だった点など)			
技術(業務)的特徴			

注1：実績が複数ある場合には、それぞれの業務ごとに作成してください。また、実績を確認できるように契約書（業務件名と契約実態が確認できる部分のみ）及び仕様書（業務内容が確認できる部分のみ）等を添付してください。なお、契約書及び仕様書等以外に、業務実績について、別途資料を添付することもできるものとしますが、用紙の大きさはA4版縦（片面）、最大2頁とします。

注2：本業務に生かすことのできる過去の実績欄には『平成30年度以降に、国、都道府県、政令市、特別区、独立行政法人、地方独立行政法人のいずれかにおいて、業務説明資料の6業務内容(1)に関する業務実績』を記載してください。

注3：データ分野に専門性を有するものが現場責任者と異なる場合には当該様式で別途作成してください。



【提案内容】

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to input their proposal content. The box occupies most of the page area below the header and above the footer.

横浜市契約事務受任者

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

- 上記の件について、
1. 提案書の開示を承諾します。
  2. 提案書の非開示を希望します。
- 理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
FAX  
E-mail

(様式1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
FAX  
E-mail

(様式2)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者  
横浜市政策経営局長

## 提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。  
理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに政策経営局データ経営課  
へその旨を記載した書面を提出してください。

### 連絡担当者

所属 政策経営局データ経営課

担当 丸山・小野

電話 045-671-2028

FAX 045-663-1225

E-mail ss-ds@city.yokohama.jp

(様式5)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
F A X  
E-mail

(様式6)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者  
横浜市政策経営局長

## プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

### 提出書類

- 1 提案書（提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時）
- 2 質問書様式（提出期限 令和6年4月12日（金）午後5時）

### その他関係書類

- 1 業務説明資料
- 2 提案書作成要領
- 3 様式類（参考）

※その他関係書類は、横浜市ホームページの入札・契約状況からダウンロードをお願いします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/itaku/seisaku/>

### 連絡担当者

所属 政策経営局データ経営課

担当 丸山・小野

電話 045-671-2028

FAX 045-663-1225

E-mail ss-ds@city.yokohama.jp

(様式7)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者  
横浜市政策経営局長

## 結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに政策経営局データ経営課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 政策経営局データ経営課

担当 丸山・小野

電話 045-671-2028

FAX 045-663-1225

E-mail ss-ds@city.yokohama.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 誓 約 書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されています。
- 2 営業種目「320：各種調査企画」、細目「B：コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」または「316：コンピュータ業務、細目：Fシステム調査企画」を第一位に登録しています。
- 3 平成30年度以降に、国、都道府県、政令市、特別区、独立行政法人、地方独立行政法人のいずれかにおいて、業務説明資料の6業務内容(1)に関する業務実績を有しています。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 5 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年ではありません。
- 6 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者ではありません。
- 7 銀行取引停止処分を受けていません。
- 8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）ではありません。
- 9 参加意向申出書および提案書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（最近改正令和3年4月1日）の規定による指名停止を受けません。
- 10 令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託の完了まで、業務を履行できます。

以上



(別紙2)

令和 年 月 日

## 委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

業者コード  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

件名 令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

平成30年度以降に、国、都道府県、政令市、特別区、独立行政法人、地方独立行政法人のいずれかにおいて、業務説明資料の6業務内容(1)に関する業務について、次のとおり委託業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

(注意)

- 1 下請業務等については、注文者欄に元請者を記載し、その下に発注者を( )で記載してください。  
その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。
- 2 実績を確認できるように契約書(業務件名と契約実態が確認できる部分のみ)及び仕様書(業務内容が確認できる部分のみ)等を添付してください。